保健福祉課からのお知らせ

乳幼児医療費助成制度 受給者の皆様

満の子どもをお持ちの保護者の方へ)

本庁保健福祉課

(福祉係)

電話0994-22-3042

◎受診時には、

病院・薬局で資

格者証を提示してください。

支所住民生活課

電話0994-25-2511

◎自己負担額を病院・薬局でお

(保健衛生係)

支払いください。

◎助成金は、 成金の振り込みは、 口座へ振り込まれます。(助

後日、登録された

※これまでは助成を受けるには 度後になります。 3か月程

でしたが、 成方法を「自動償還方式」に 間や負担を軽減するため、 この申請に要する利用者の手 収書(証明)を添えて、 改めます に申請しなければいけません 助成申請書に病院の領 3月1日からは 助

れます

●助成方法が「自動償還方式」

となり、

本庁保健福祉課及び

提出が不要になります。

支所住民生活課への申請書の

返ってくる手続きが簡素化さ 受診した場合の自己負担金が 平成19年3月1日から病院で

※助成資格は、 前月の末日までです。) の属する月末医療分までです (誕生日が月の初日の者は 6歳に達する日

◎対象者には別途通知をします

が、本庁保健福祉課及び支所

住民生活課で資格者証の交付

※保険制度を利用して治療した その越えた分について助成し つき月額3千円を超えた場合、 自己負担額が、乳幼児1人に

れます。

力攻撃事態が発生した場合の対 ており、平素の備えや予防、武

に提出し、県知事の承認後に正

今後、今回協議した計画を県

座の登録が必要となります。 その際、助成金の受け取り口 を受けてください。

担額を全額助成します。 課税世帯については、自己負 ます。ただし、市町村民税非

※平成19年2月までの受診に係 る助成申請は、従来の申請書 による申請手続きが必要です。

※県外の医療機関での受診に係 きが必要です。 従来の申請書による申請手続 る助成申請は、今までどおり

※生活保護受給者、 乳幼児医療費助成制度の対象 り親家庭医療費助成対象者は から除かれます。 害者医療費助成対象者、 重度心身障 ひと

1 月 26 日、

本庁会議室におい

錦江町国民保護協議会が開



計画は、弾道ミサイル攻撃な

錦江町国民保護計画

本庁総務課

(消防交通係) 電話0994-22-0511 (地域振興課係) 電話0994-25-2511

支所地域振興課

式に定められることとなります。 国民保護法とは

催されました。

山川海上保安署、

鹿屋航空基地

会議は、町長から委嘱された

災害への対処等の措置が規定さ るための、国・地方公共団体等 活等に及ぼす被害を最小限にす 身体及び財産を保護し、国民生 といい、武力攻撃事態等におい 護のための措置に関する法律し て、武力攻撃から国民の生命、 力攻撃事態等における国民の保 避難・救援・武力攻撃 正式には

の責務、 国民保護法は、

有事の

国民

れています。



協議会の様子

9